

教育総務部 教育職員課・学校施設課
学校教育部 教育支援課・保健体育課
養護教育センター

令和7年請願第1号「千葉市の教育に関する請願」について

請願項目1 すべての子どもたちが快適に学校生活を送れるように、学校生活環境の改善をしてください。

①校舎の老朽化、特にトイレのひどい校舎の改修をすること。

②ケガをした子どもが、学校に通いやすいように、エレベーターの設置をすること。

1 校舎、トイレの老朽化対策について

(1) 改修の考え方

平成31年3月に策定した「千葉市学校施設長寿命化基本計画」において、施設の目標使用年数を原則80年、長寿命化を図るために改修周期を20年とするとともに、各学校の築年数や劣化状況等を考慮し、計画的に大規模改造工事、外部改修工事及びトイレ改修工事などに取り組んでおります。

特に、保護者や学校現場からの要望が多く、子どもたちが毎日使用するトイレについては、今年度末に全校の改修が完了する見込みです。

2 エレベーターの設置について

(1) 設置の考え方

バリアフリーの観点から、新築や改築等に合わせてエレベーターを設置しているほか、毎年、全小中学校に対し、階段昇降に困難を伴う児童生徒の在籍、入学予定に関する調査を行い、この結果を踏まえ、適宜、設置工事を行っています。

(2) 設置状況

令和6年度末時点の設置状況（見込み）

区分	学校数	設置校数
小学校	107校	63校
中学校	53校	34校
高等学校	2校	2校
中等教育学校	1校	1校
特別支援学校	3校	3校
合 計	166校	103校

(3) ケガをした児童生徒への支援

ケガ等により、階段昇降が困難で介助の必要のある児童生徒に対しては、教員等による支援を行っています。

請願項目 2 子どもたち一人一人の健やかな成長のために、教職員を増やしてください。

- ①新規採用職員を増やし、産休・育休、病気休職の代替教職員の速やかな配置を進めること。
- ②養護教諭の複数配置を進めること。
- ③学校の実情に合わせた少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクールサポートスタッフの増員をすること。

1 新規採用職員と産休・育休、病気休職の代替職員について

(1) 新規採用職員の増加

本市の教職員数は、退職者数や児童生徒数の推移を踏まえた上で、過員にならないよう必要教員数を新規に採用しています。なお、定年引上げの移行期間であることを踏まえ、定年退職者が生じる2年毎を基本に、新規採用者数の平準化を行うこととしております。

【年度毎採用人数】

採用年度	R3	R4	R5	R6	R7（見込）
小学校	72 人	44 人	67 人	89 人	89 人
中学校	58 人	41 人	34 人	67 人	83 人
特別支援学校	10 人	10 人	11 人	10 人	10 人
合計	140 人	95 人	112 人	166 人	182 人

(2) 産休・育休、病気休暇の代替職員の速やかな配置

本市では、R5 から、国に先がけ4月から7月までに産休・育休を取得予定の教員に対し、代替教員を年度当初から前倒しして配置しています。さらに R6 は、対象職種を養護教諭、栄養教職員及び学校事務職員まで拡充しました。

R5 28 人 → R6 28 人

また、教職員が病気休暇等を短期間取得した際に、正規休暇等補助教員を配置しており、R6 から配置人数を拡充しました。

R4 1 名 → R5 2 名 → R6 6 名

2 養護教諭の複数配置について

基礎定数として児童 851 人以上の小学校、生徒 801 人以上の中学校に複数配置するよう定められているほか、6 校に加配定数を活用して複数配置しています。

【複数配置校】

基礎定数による配置（7 校）	小中台小、北貝塚小、菅田東小、打瀬小、小中台中、花園中、蘇我中
加配定数による配置（6 校）	新宿小（分教室）、宮崎小、花園小、検見川小、小倉小、高洲第三小

3 少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクール・サポート・スタッフの増員について

(1) 少人数担当教諭、特別支援員

少人数担当の講師や特別支援に係る非常勤職員（会計年度任用職員）を、学校の実情に応じ配置しています。

(2) 専科教諭（専科指導教員及び専科指導のための非常勤講師）

専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、専科指導教員や専科指導のための非常勤講師を配置しています。

(3) スクール・サポート・スタッフ

教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教科研究などに注力できるよう、学習プリントや実技教科の教材の準備、データ入力などの業務を行うスタッフを配置しています。

請願項目 3 第一子からの小中学校の給食費の完全無償化を進めてください。

1 本市の給食費無償化の現状について

(1) 第3子以降の学校給食費無償化制度

多子世帯の家計を支援するために、次のア～エをすべて満たす保護者を対象とする学校給食費無償化制度を、令和4年1月から導入しています。

ア 3人以上の子供を扶養している（年齢制限なし）。

イ アの子のうち、上から第3番目以降の子が義務教育期間の千葉市立学校で給食の提供を受けている。

ウ 生活保護・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない。

エ 学校給食費の滞納がない。

※ 保護者の所得制限はなし。

※ 無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費のみ

(2) 就学援助による学校給食費無償化

保護者及び同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が、基準となる総所得以下の場合など、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する就学援助を行っており、対象となる場合は、学校給食費を市が負担しています。

(3) 生活保護の教育扶助による給食費無償化

生活保護の教育扶助により、学校給食費の実費が支給されます。

(4) (1)～(3)の令和5年度実績

(単位：人、千円、%)

制度	対象人数	無償化額	対象者割合
第3子以降無償化	5,595	283,762	8.3
就学援助	5,311	253,077	7.8
生活保護	928	41,905	1.4
合計	11,834	578,744	17.5

※ 対象者割合は、児童生徒総数（67,662人・R5.5.1時点）に占める割合

2 本市の給食費の物価高騰対応について

物価高騰が継続する中で、栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き安定的に実施するとともに、保護者の皆様にその負担を転嫁させないこととするため、学校給食の食材費の物価高騰分を市が負担しています。

(単位：%)

期間	市負担率
令和5年度	13.4
令和6年度	16.0
令和7年度4～9月（予算案）	19.5

3 市立小中学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込

(単位：人、千円)

追加対象人数	追加経費
約 55,000	約 3,697,000

※ 中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部を含む

※ 追加経費は、令和6年度の物価高騰対応分を考慮した金額

4 国・千葉県の動向等

(1) 国

学校給食費の無償化については、国が令和5年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、「学校給食費の無償化の実現に向けて」「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する」とされ、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」でも同様の方針が示されています。

これを踏まえ、本市では、「国の施策及び予算に対する重点要望」において、「国の財政措置による学校給食費の無償化の実施」を、国に強く要望しています。

(2) 千葉県

千葉県では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する第3子以降の学校給食費無償化を支援する千葉県公立学校給食費無償化支援事業が令和5年1月から導入されました。

対象となる第3子以降の基準は本市と同様であり、補助率は千葉市は4分の1（他市町村は2分の1）となっています。